

「補助金・基金の見直し」に向けた基本的な考え方と見直しの着眼点（案）**1. 基本的な考え方**

令和 9 年度予算編成過程においては、補正予算依存の財政運営からの脱却、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設等を通じた危機管理投資・成長投資の強化、経済・物価動向等の的確な反映など、様々な財政需要に対応する必要がある。

こうした中、予算編成改革という大きな枠組みの中で、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることとあわせて、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、当初予算と補正予算を通じた通年の国債発行額を適切にコントロールしていくこととしており、この歳出・歳入両面の見直しの一環として、補助金・基金等の点検・見直しを進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する必要がある。

今般、各府省庁は、国民提案から得られた点検の視点や行政事業レビューの公開プロセスなどを踏まえた自己点検を行い、これを踏まえて概算要求がなされたところであるが、この自己点検を踏まえた要求・要望内容の見直しは、あくまで一連の取組における第一段階に過ぎない。今後の予算編成過程においては、各府省庁と連携しながら要求内容を精査し、見直しの取組を徹底的に進めていく必要がある。

補助金・基金については、特に経済成長、地域活性化、安全・安心の確保といった重要な政策課題に対してより一層効果的に対応できるよう、不断に効率化・重点化を図る必要がある。補助金・基金に対する過度な依存は是正すべきであり、支援の出口を明確化するとともに、効果検証に不断に取り組むことが重要である。特に、補正予算での措置が結果として長年続いてきた補助金・基金については、これを前提とした予算編成と決別していく中で、今回の取組を契機に、政策の効果や意義に改めて目を向け、真に必要なことを洗い出していくことが求められる。同時に、補助対象事業が収益化した際の国庫還元等、補助金の効果が国民全体に広く還元される仕組みや、不正・中抜きの問題等に対処し、効率的な資金の活用を確保する方策を講じることも検討すべきである。

また、基金については、足元の金利上昇に伴う機会費用の増加を踏まえつつ、資金需要への弾力的な対応、予見可能性の向上、効率的な資金管理を同時に実現していく。このため、事業の性質に応じて、複数年度の計画策定や国庫債務負担行為等の手法も適切に組み合わせることや、長期滞留資金の防止や機会費用の軽減を考慮した国庫返納の仕組みの整備を含む実効性のある仕組みの構築について、「基金ルールの見直しについて」（令和 8 年 7 月 30 日行政改革推進会議決定）を踏まえつつ、行政改革担当大臣と連携し、検討していく必要がある。

令和 9 年度予算については、こうした取組を通じ、いわば予算編成改革元年に相応しい、無駄をそぎ落とした筋肉質な予算としていく必要がある。

2. 見直しの着眼点

上記のような基本的な考え方を踏まえ、補助金・基金について、今後の予算編成過程において、以下のような着眼点に沿って見直しを進めていくこととする。その際、必要に応じて、これまでの各府省庁における行政事業レビュー・公開プロセス、会計検査院や財務省の予算執行調査による指摘に対する対応状況について、各府省庁間で認識の共有を図る。

<補助金>

● 費用対効果の検証

- ・ 外部有識者やEBPMを活用し、進捗や政策効果をモニタリングし、費用対効果を厳しく検証することが可能か。

● 目的・手段の妥当性、出口戦略の明確化

- ・ 事業内容が社会経済情勢の変化を的確に踏まえたものになっているか。
- ・ 目的に対する手段として効率的・重点的な支援になっているか。
- ・ 段階的に金融手法に移行する道筋を明確化するなど、出口戦略が明確になっているか。

● 官民・国地方の役割分担

- ・ 民間が負担すべきリスクまで公的支援に頼っていないか。民間が事業の進捗・成果にコミットしているか。
- ・ 国と地方の役割分担が適切に設定されているか。

● 重複排除

- ・ 成長投資・危機管理投資を官民が一体となって大胆に進めていくことは重要だが、一方、重複排除の観点から、事業の目的や手段が近接・類似する施策が実施されていないか。

<基金>

● 基金に滞留している資金の活用

- ・ 既存基金について、事業の性質に応じて、基金に滞留している資金を国庫返納し、国庫債務負担行為の活用に切り替えていくことで、予見可能性を確保しつつ、資金活用を効率化できないか。

3. 幹事会の設置について

これまでの各府省庁における行政事業レビュー・公開プロセス、会計検査院や財務省の予算執行調査による主な指摘への対応状況や、複数年事業に対する各府省庁の国庫債務負担行為の活用状況などについて情報共有を図ること等を通じ、本取組を加速する観点から、「租税特別措置・補助金・基金の徹底見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議」の下に関係府省庁で構成する「幹事会」を設置する。

以上